

SCHOOL LIFE 2026

金沢市立城南中学校

〒920-0966 金沢市城南 1 丁目 24 番 1 号

TEL (0 7 6) 2 2 1 - 6 9 7 9

FAX (0 7 6) 2 2 1 - 6 9 7 0

Homepage <https://kanazawa.schoolweb.ne.jp/1720007>

E-mail jyounan-j@kanazawa-city.ed.jp

氏名

— 校 章 —



本校の校章は、銀河の中にさんざんと輝く十字星にヒントを得て制定した。四つの光芒は、校訓の健康・立志・自治・敬愛を表わしている。

若人達に最も大切なことは、「高い理想を持つ」ということである。十字星は、本校生徒としての誇りと各自が人生への確固たる決心を示すものである。

— 校 訓 —

健 康

心身の調和のとれた状態を保ち、日々の生活をすこやかに過ごす。

立 志

何事にも目標をしっかりと立て、目標実現のための努力をおこたらない。

自 治

集団生活の様々なことについて、自ら考え行動することによって、解決にあたる。

敬 愛

尊敬や親しみの心を持って相手に接することにより、豊かな人間関係を築きあげる。

— 校 歌 —

石川権二 作詞

中村外治 作曲

1. 春 真昼 ^{かげろう} 陽炎もえる 広野 広野
輝くいらか 若人ここに ^{まなび} ころり競う
ああ ^{うるわ} 麗しのこの丘 我が学舎よ
2. 夏 ^{こよひ} 今宵 見上げる空に 銀河 銀河
十字の星は 我等の理想 高く光れ
ああ 麗しのこの丘 我が学舎よ
3. 秋 タベ ^{もくせい} 木犀かおる ^{その} 園よ ^{その} 園よ
歌声おこる 楽しき窓に ^{あす} 明日の夢は
ああ 麗しのこの丘 我が学舎よ
4. 冬 ^{あした} 今朝 ^{しろがね} 白銀つづく ^{みね} 峯よ ^{みね} 峯よ
はてなき ^{かなた} 彼方 わきくる希望 若き力
ああ 麗しのこの丘 我が学舎よ



はーる まひる かげろうーもえ るひろ



のひろ のかがやくいらかわ



こ うどここに こーぞりーきそ



う ああーうるわしのこーのお



か わが ま な びーやよー

— 生徒心得 —

1. 校内生活

城南中学校の全員が、安全で健康な、また、楽しく安心して生活できるように、自ら考えて行動しよう。

- (1) 城南中学校という集団の一員としての自覚をもって行動しよう。
- (2) いじめや暴力など人を傷つけることのない学校にしよう。
- (3) 他人の物や公共物を大切にしよう。
 - ・万が一、破損させた時は、速やかに職員に届け出よう。
 - ・公共物の破損に気付いた人は、職員に申し出よう。
- (4) 礼儀について
 - ・マナーを守り、丁寧な言葉遣いを心がけよう。
 - ・先生や来校者、そして友達に対し、気持ちの良い挨拶をしよう。
 - ・職員室などに入出入りする時は、身なりを整え、挨拶をしよう。
 - ・登校時、下校時にも気持ちの良い挨拶を心がけよう。
- (5) 時間について
 - ・8時05分までに玄関を通過し、朝学習を開始しよう。
 - ・遅れて登校した場合には、職員室で遅刻してきたことを報告し、遅刻者入室カードに必要事項を記入して、授業担当の先生に提出しよう。
 - ・チャイムがなったらすぐ授業ができるよう、休み時間内に準備しておこう。
 - ・休憩時間は遊ぶための時間ではありません。次の授業の準備をして、トイレに行ったり、教室移動を行う時間と考えよう。
 - ・終礼後は電気を消し、窓を閉め、カギをかけよう。終礼後に活動した場合は、使用した人が責任を持って教室や廊下の窓をきちんと閉め、カギをかけよう。
 - ・終礼後に用事のない人はすぐに下校しよう。
 - ・完全下校時間を守って校門を出よう。
- (6) 持ち物について
 - ・「スクールライフ」は常に通学用カバンに入れておこう。
 - ・教科書などは通学用カバンに入れるようにしよう。入りきらない場合には、サブバッグを利用しよう。
 - ・各カバンにキーホルダーを付ける場合は、お守りや目印程度の小さな物を1個に留めよう。

- ・学習用具で置いていって良い物は、所定の場所にきちんと保管しよう。
 - ・部活動に必要な用具、シューズ、服装などは、顧問の指示を受けて保管しよう。
 - ・水筒を持参する場合、中身はお茶、水、スポーツドリンクまでとする。
 - ・学校に必要な物(飲食物、雑誌、ゲーム類、携帯電話、化粧品など)や不必要なお金は持ってこない。
 - ・貴重品は、朝のうちに担任または部活動の顧問に預けよう。
 - ・すべての持ち物には必ず名前を書いて、大切に使おう。
- (7) 一度校舎に入ったら、無断で校外に出てはいけません。
- (8) 友達同士のお金や学用品の貸し借り、物の売り買いはしてはいけません。
- (9) 掃除について
- ・教室や校舎の美化に努めよう。
 - ・教室で清掃時の服装に着替えよう。学生服は上着を脱ぎ、スカートを着用している場合はスカートを体育時のハーフパンツに履き替えよう。
 - ・掃除開始までに担当区域に移動し、時間いっぱい黙々と掃除をしよう。
 - ・掃除終了まで、担当区域を離れないようにしよう。
- (10) 欠席、遅刻、早退、欠課などのときは8時までに保護者に tetoru で連絡してもらおう。
- (11) その他
- ・他の教室や他学年の所へ行かないようにしよう。
 - ・危険なので、教室の窓から身を乗り出したりしてはいけません。
 - ・教室、廊下で走り回ったり、物を投げたりしてはいけません。

2. 服装・身なり

- ・学習や運動にふさわしい身なりをしよう。
- ・制服としてふさわしい着こなしをしよう。

(1) 学生服などについて

冬 服

- ・上着、ズボン(ベルト着用)は標準服を正しく着用する。
- ・ベルトは黒、茶のものを着用し、下にたらしさないこと。
- ・ボタンは指定のものとする。
- ・儀式の時(入学式、始業式、終業式、卒業式など)は、ホックをとめる。
- ・制服の下は本校指定の長袖、半袖ポロシャツの他、ポロシャツの上にトレーナーやセーター(黒、紺、灰、白 片胸の小さなワンポイントは可)を着用しても良いが、制服の下、袖からはみ出さないようにする。

合 服

- ・本校指定の長袖ポロシャツ

夏 服

- ・本校指定の半袖ポロシャツ

(2) セーラー服などについて

冬 服

- ・上着はネクタイやボタンをとめ、正しく着用する。
- ・スカートは、ひざの半分が隠れる長さにする。
- ・スラックスは、体格に合った丈の長さとする。
- ・制服の下は、トレーナーやセーター(黒、紺、灰、白 片胸の小さなワンポイントは可)を着用しても良いが、制服の下、袖からはみ出さないようにする。
- ・タイツを着用する時は、黒色のものを着用する。

合 服

- ・本校指定の合制服。
- ・本校指定の長袖ポロシャツ。

夏 服

- ・本校指定の半袖ポロシャツ。

(3) その他

ネームプレート

- ・校内では必ず制服にネームプレートを付ける。

アンダーシャツ(下着)

- ・華美でなく単色、無地(ワンポイント可)を着用し、制服からはみ出さない。

くつした

- ・白、黒、紺色でワンポイント可。くるぶしが完全に隠れる長さのもの。

シューズ

- ・外履きは学校指定の白色のもの
- ・内履きは学校指定の白色のもの。(学年で色のラインが異なる。) **内履き**
- ・外履き、内履きとも記名する。(内履きはかかとに記名する。)
- ・シューズはかかとを踏まず、ひもを結ぶ。



(4) 冬季の服装について

コートなど

(スクールコート、ダッフルコート、ボアコート、ウインドブレーカー等)

- ・無地で派手でなく、防寒に適したものを着用する。
- マフラー、手袋、帽子など
- ・防寒を目的としたもので、派手でないものを着用する。
- ・マフラーは極端に長いものは着用しない。
- ・学校内では着用しない。

防寒靴

- ・学校推奨スノトレもしくは防水に適した長靴、スノトレ、ブーツをはいてよい。
- ・ロングブーツや底の高いもの、裏面が滑り止めのないものははかない。
- ・派手なものや高価なものとははかない。

(5) 頭髪などについて

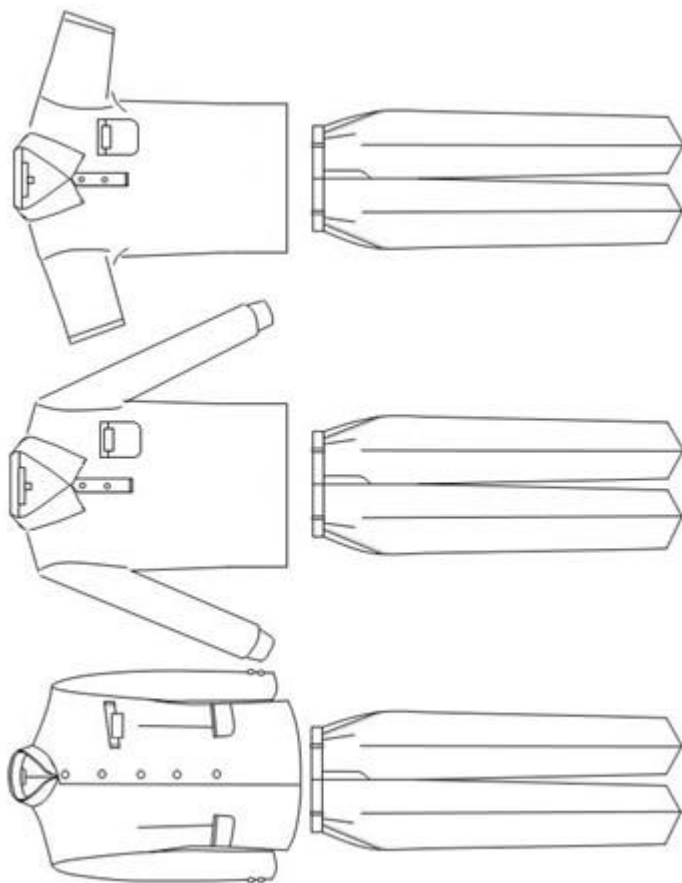
◎加工はしない

- ・パーマ(ストレートパーマも)、脱色、染色はしない。
- ・整髪料は使用しない。
- ・化粧、眉毛の加工、そり込みなどはしない。

◎学習、運動に適した長さにする。

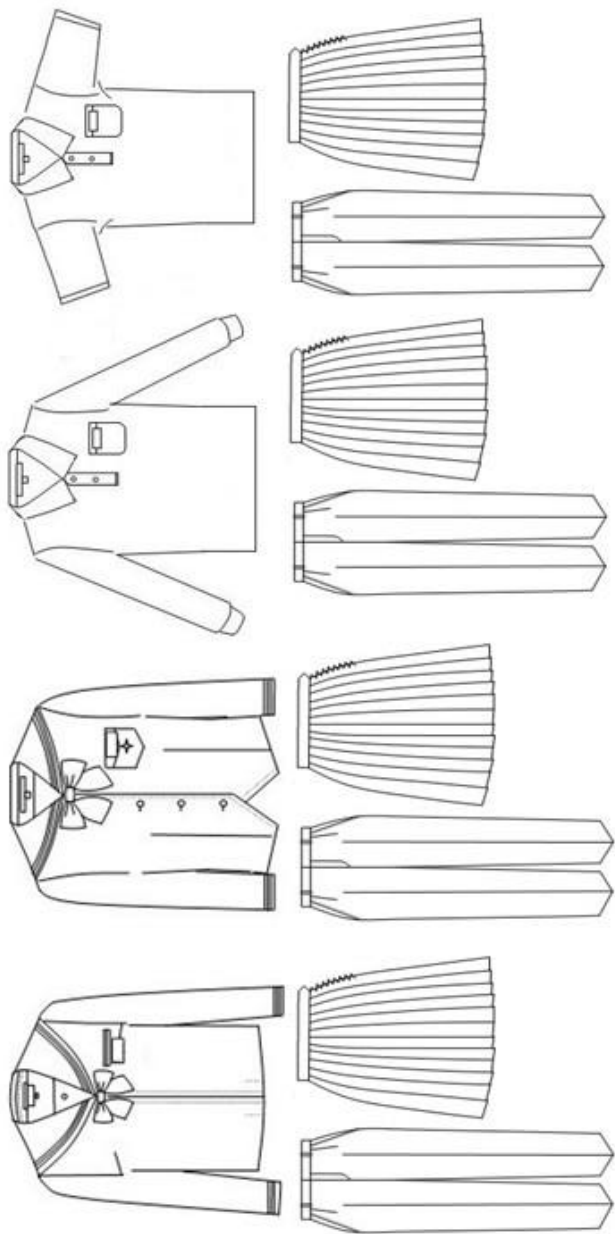
- ・目や肩にかからない長さにする。
- ・肩にかかる場合はシンプルに結ぶ。(黒、紺、茶など目立たない色のゴムひも、またはピンを使用する)

(6) ピアス、ネックレスなどの装飾品は身につけない。



学生服

セーラー服



3. 校外生活

命を大切にし、トラブルにあわないように、ルールとマナーを守ろう。

- (1) 計画的で規則正しい生活を送ろう。
 - ・家の手伝いをしたり、すすんで地域の活動に参加しよう。
 - ・外出するときは、行き先、用件、帰宅時間、連絡先などを家の人に告げてから出かけよう。
 - ・夜間の外出は、必ず家の人と一緒に出かけるようにしよう。
- (2) 交通ルールを守り、安全に登下校しよう。
 - ・自転車通学者は、必ず保険に加入し自転車をきちんと整備して、ヘルメットを着用しよう。
- (3) SNS等について
 - ・SNS等での誹謗中傷や写真等の拡散はしない。
 - ・個人情報の取り扱いには注意をする。
- (4) 危険な遊びをしない。(エアガン、火遊び、刃物など)
※校地内でのスケートボード、ローラーブレードはしない。また、店舗の駐車場などでのスケートボードは大変危険で迷惑をかけるので控えよう。
- (5) 登下校時に、寄り道や買い食いをしない。
休日などに登校する場合も、私服では登校しない。
- (6) 友人宅などでの外泊はしない。
- (7) 映画館、喫茶店、バッティングセンター、ボーリング場、カラオケボックス、マンガ喫茶、ネットカフェ、コンサートなどの催し物およびその他の遊技場には、保護者同伴以外での入場はしない。
- (8) 海水浴、登山、キャンプ、スキーなどは、保護者が責任ある大人と一緒にいこう。
- (9) 事故などがあったときは、速やかに警察に通報し、必ず学校にも連絡しよう。

— 城南中学校の生活 —

A 日 課 (清掃あり)

登 校	8 : 10
朝 学 習	8 : 10 ~ 8 : 20
学級朝礼	8 : 20 ~ 8 : 25
1 限	8 : 35 ~ 9 : 25
2 限	9 : 35 ~ 10 : 25
3 限	10 : 35 ~ 11 : 25
4 限	11 : 35 ~ 12 : 25
昼 食	12 : 25 ~ 13 : 00
休 憩	13 : 00 ~ 13 : 15
5 限	13 : 20 ~ 14 : 10
6 限	14 : 20 ~ 15 : 10
清 掃	15 : 10 ~ 15 : 25
終礼準備	15 : 30 ~ 15 : 35
学級終礼	15 : 35 ~ 15 : 40

5限の日 完全下校 18 : 00

5 限	13 : 20 ~ 14 : 10
清 掃	14 : 10 ~ 14 : 25
終礼準備	14 : 30 ~ 14 : 35
学級終礼	14 : 35 ~ 14 : 40

完全下校 17 : 00

B 日 課 (清掃なし)

登 校	8 : 10
朝 学 習	8 : 10 ~ 8 : 20
学級朝礼	8 : 20 ~ 8 : 25
1 限	8 : 35 ~ 9 : 25
2 限	9 : 35 ~ 10 : 25
3 限	10 : 35 ~ 11 : 25
4 限	11 : 35 ~ 12 : 25
昼 食	12 : 25 ~ 13 : 00
休 憩	13 : 00 ~ 13 : 15
5 限	13 : 20 ~ 14 : 10
6 限	14 : 20 ~ 15 : 10
終礼準備	15 : 15 ~ 15 : 20
学級終礼	15 : 20 ~ 15 : 25

完全下校 18 : 00

5限の日

5 限	13 : 20 ~ 14 : 10
終礼準備	14 : 15 ~ 14 : 20
学級終礼	14 : 20 ~ 14 : 25

完全下校 17 : 00

テ ス ト 日 課

登 校	8 : 10
朝 学 習	8 : 10 ~ 8 : 20
学級朝礼	8 : 20 ~ 8 : 25
1 限	8 : 40 ~ 9 : 30
2 限	9 : 45 ~ 10 : 35
3 限	10 : 50 ~ 11 : 40
昼 食	11 : 40 ~ 12 : 15
休 憩	12 : 15 ~ 12 : 30
4 限	12 : 35 ~ 13 : 25
5 限	13 : 40 ~ 14 : 30
清 掃	14 : 30 ~ 14 : 45
終礼準備	14 : 50 ~ 14 : 55
学級終礼	14 : 55 ~ 15 : 00

完全下校 17 : 30

授業の約束

- ※チャイム前着席をしよう。
- ※忘れ物をした場合は、授業前に先生に届け出よう。
- ※私語をつつしみ、授業に集中しよう。
- ※自分や友達の考えを大切に、みんなで高め合おう。

— 生徒会則 —

第一章 名称

第1条 この会は金沢市立城南中学校生徒会と称する。

第二章 目的

第2条 この会は、会員互いに敬愛に結ばれ、健康で個性豊かな教養を身につけるとともに、自治活動を盛んにして明朗な学校を築くことを目的とする。

第三章 会員

第3条 この会は金沢市立城南中学校の全生徒を会員とする。

第四章 役員

第4条 この会に次の役員を置く。

1. 会長・1名
2. 副会長・2名
3. 書記・3～4名

第5条 会長・副会長・書記は、それぞれ会員の無記名投票によって選挙される。選挙規定は別に定める。

第6条 役員の仕事は下の通りである。

1. 会長はこの会を代表し、会務を遂行し、総会・議会・役員会を招集する。
2. 副会長は会長を助け、会長が不在のときはその職務を代行する。
3. 書記は会務の正確な記録を作成し、保管にあたる。

第7条 役員の仕事は2期制とし、前期は4月上旬より9月下旬まで、後期は10月上旬より3月下旬までとする。但し、再選を妨げない。

第8条 役員の仕事は終わり、新役員が決まらない間は旧役員が会務を代行する。

第五章 総会

第9条 総会は会長が招集する。通常総会は年1回、臨時総会は必要によりこれを開く。

第10条 総会の議長及び副議長は、会員の中から選出する。

第11条 総会は会員の3分の2以上の出席で成立し、その議会は出席者の過半数で決する。

第12条 総会は次のことについて審議する。

1. 予算・決算の承認
2. 会則及び規定の承認・改正
3. その他必要な事項

第六章 議会

第13条 議会は各学級の会長・副会長を議員とし、生徒会役員・各委員会委員長とで構成する。

第14条 議会はこの会の運営にあたって必要な事項、ならびに総会の原案について審議する。

第15条 議会の議長及び副議長は、議員の中から選出する。

第16条 議会は議員の3分の2以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数で決する。

第17条 議会は毎月1回、会長がこれを招集する。但し、必要により臨時に開くことができる。

第七章 委員会

第18条 この会に委員会・特別委員会をおき、必要な任務を遂行する。

第19条 委員会は、各学級の2名の委員で構成する。

第八章 部活動

第20条 この会に部活動をおき、文化活動・体育活動などを行う。

第21条 部活動は顧問の先生及びその活動に必要な部員をもって組織する。

第22条 会長は必要に応じ、各部活動の代表者の全員または一部を集め、連絡会を開くことができる

第九章 学級委員・委員・係

第23条 各学級には次の役員と、必要な委員・係をおく。

1. 会長・1名
2. 副会長・1名
3. 書記・2名

第24条 学級役員・委員・係は独自の学級会活動を行うとともに、生徒会各機関と密接に連携を保つものとする。

第25条 学級役員・委員・係の任期は生徒会役員に準ずる。

第十章 応援団

第26条 運動競技等を応援するために全会員をもって応援団を組織する。

第27条 応援団には次の役員をおく。

1. 団長・1名
2. 副団長・1名
3. リーダー・十数名

第十一章 会計

第28条 この会の経費は会費その他の収入をあてるものとする。

第29条 この会の予算・決算は議会によって審議され、総会において承認されなければならない。

第30条 この会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わるものとする。

第十二章 顧問

第31条 この会の運営については先生方を顧問として助言指導を受ける。

第十三章 附則

本会則は昭和 35 年4月1日より施行する。

昭和 51 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 57 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 60 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正

平成 3 年 4 月 1 日 一部改正

平成 5 年 4 月 1 日 一部改正

平成 8 年 4 月 1 日 一部改正

平成 20 年 4 月 1 日 一部改正

平成 22 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

— 城南中学校 生徒会役員選挙規定 —

1. 立候補する者は、推薦者 20 名以上の自筆による署名を得て、選挙管理委員会に届ける。
2. 立候補者が定員に達しない場合は、再告示を行う。
3. 立候補者が定員内であれば無投票当選とする。
定員を超えた場合は、決選投票を行う。投票は全会員が無記名によって行う。得票数が多い候補者を信任とする。
4. 告示期間(立候補受付期間)は、最低7日間を確保する。また、立候補受付締め切り後、4日間以上の選挙運動期間を確保する。ただし、再告示においてはその限りではない。
5. 立候補者は、投票の前日まで選挙運動を行うことができる。ポスターは選挙管理委員会の定めた用紙5枚までとし、校内に掲示するものとする。(ポスターの用紙は選挙管理委員会の捺印がある面を表にして使用するものとする)
6. 各学級の書記が選挙管理委員を務める。
7. 選挙管理委員は立候補並びに選挙運動はできない。ただし、選挙管理委員が立候補並びに選挙運動を行う場合は、各学級から新たに選挙管理委員を選出し、職務を交代するものとする。
8. 選挙管理委員会は次のことを行う。
 - ① 選挙告示
 - ② 立候補者受付
 - ③ 選挙公報の発行
 - ④ 選挙運動の管理
 - ⑤ 立会演説会の運営
 - ⑥ 投票の管理
 - ⑦ 開票の管理
 - ⑧ 当選確認および発表
9. 立会演説会は投票日の最終限に行う。
立会演説会では立候補者全員が演説を行う。
立候補者が重複した場合のみ、2名以内による応援演説を行うことができる。演説では候補者について述べるものとし、歌やダンスなどは認めない。
10. 上記の規定に反した場合は、規約違反となり、獲得票はすべて無効となる。

保 健 室

保健室は、みなさんの心と体が健康でいきいきと学校生活を送れるようになる健康センターの役目をします。体調が悪いときに休養したり、ケガをしたときの応急手当や、体や心についての不安や悩みも相談できます。また、健康な生活を送るための健康診断もします。保健室はけがや病気の手当てだけではなく、保健情報を提供する沢山の働きを持つ健康教室です。

***自分の健康に関心を持ち、自分で健康管理ができる中学生になりましょう。**

***健康な生活を送るために、朝食、睡眠、休養はしっかり取りましょう。**

保健室利用のルールとマナー

- ① 登校前は健康観察を十分にし、体調が悪ければ、体温を測る、薬を飲む、病院を受診するなど無理をせず家で休養しましょう。登校直後に保健室で休養することのないよう、自己管理に心がけて下さい。
- ② 学校で体調が悪くなった場合は、まず、職員室にいる学年の先生に保健室の利用を申し出て下さい。
- ③ 保健室では休養を1時間までとし、飲み薬は使用しません。休養しても良くならない場合は早退しますが、保護者に連絡をしてから早退の手続きをしますので、勝手に帰らないで下さい。
- ④ 保健室ではその日、学校で起きたけがや体の不調に対しての応急手当をします。その後の手当は、家庭や病院でして下さい。
- ⑤ 保健室は、病人、けが人が最優先される部屋です。迷惑にならないように、静かに利用しましょう。
- ⑥ 保健室の薬品やベットは先生の許可なく利用できません。
- ⑦ 保健の先生が学校にいない場合は、職員室にいる先生に連絡して下さい。